

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会
新潟市中央区白山浦1-238-6
TEL/FAX
025-383-6335

第6回口頭弁論

昨年12月16日、柏崎刈羽原発差止め訴訟の第6回口頭弁論が、新潟地方裁判所にて開催されました。当日は、天候の心配もありましたが、雨に降られることなく入廷行動を行うことができました。

東電は回答拒否

はじめに原告側から被告東電に対し、①被告東電が実施中または実施予定の安

全対策を明らかにせよ、②被告東電は「立地自治体の理解を得る取組み」としてどのようなことを行うつもりなのかといった内容について説明を求めました。しかし、被告東電の回答は「検討した結果、現時点で答えることはない」というものであり、被告東電は回答を拒否しました。

原告の意見陳述

続いて、原告のお二人（竹中柳一さん及び佐藤隆一さん）からの意見陳述が行われました。

竹中さんからは、実際の南相馬・浪江の写真を交えながら、被災地の現状を説明していただきました。実際の資料を示しながら、原発事故が「子供を共通の財産として成立していた地域社会を根本から壊してしまっ

た」と述べました。
佐藤さんは小千谷市在住で、水俣病などの公害問題をきっかけに、自然エネルギーに関心を持つようになった方です。ご自宅にはソーラーパネルを設置しており、ご自身の経験から、「チリも積もれば・・・」と継

続することの重要性を訴えました。

弁護団からの主張

高野義雄弁護士は「ひずみ集中帯の中にある柏崎刈羽地域」について説明をしました。

柏崎刈羽地域は「新潟―神戸ひずみ集中帯」に位置していること、この地域では現在も歪みが集中し続けていること、柏崎刈羽原発が立地している西山丘陵は深部延長断層の真上付近に位置することから、将来再び巨大地震が発生する可能性が非常に高いことを主張しました。

小泉一樹弁護士は「安田層堆積年代のもつ意味」について説明をしました。

活断層か否かが争点となっている「安田層」について、被告東電が、国の指針・基準が変更するたびに、自らの見解をコロコロ変更しています。今回の被告東電の主張によれば、新規制基準をすりぬけるために「古安田層」という新たな考え方を、急に持ち出してきました。このような被告東電の態度は、信用できらるものでしょうか。

伊東良徳弁護士は、福島原発1号機の水素爆発は、IC配管の損傷、すなわち地震が原因であるとの説明をしました。

被告東電は爆発箇所について、1号機「5階」爆発の原因について「何らかの理由で着火した」と主張していましたが、伊東弁護士等の調査により、爆発箇所は4階、爆発の原因については「IC配管の損傷」であると説明する方がより合理的であることが判明しま



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進



報告集会の様子。中央で話しているのは竹中柳一さん

した。なお、被告東電は、伊東弁護士主張を受けて（かどうかは明らかではありませんが）、12月13日付けで、爆発箇所については、「建屋上部」、爆発原因は「不明」と、なぜかこれまでの自らの主張を後退させています。江花史郎弁護士は、汚染水の問題について説明をしました。汚染水漏れが単純な人為的ミスによって発生している点を痛烈に批判しました。この点については、規制委の田中委員長も「ばかげたようなミス」とコメントしています。

猪俣啓介弁護士は、シビアアクセシビリティにおける人的作業の現実的可能性について説明

しました。

シビアアクセシビリティが発生した場合には、被告東電は作業員に対し、命がけの作業を命令しなければならぬ状況に置かれるのです。そのような命令は、法的にも倫理的にも、許されるはずがなく、結局のところ、シビアアクセシビリティが起きた場合には、原発の安全性が確保されることなどそもそもあり得ないものであるから、再稼働は許されませんと結びました。

東京集会開催

4月12日、14時から日比谷図書館コンベンションホール（東京都千代田区日比谷公園1-4）にて「福島を忘れない！止めよう柏崎刈羽原発再稼働」東京集会を開催します。東京電力を使用する首都圏の住民に、東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会の入会を呼びかけます。首都圏に友人・知人・ご親戚がいましたら、ぜひお声掛けください。ブログ、ツイッター、フェイスブックからの宣伝もお願いいたします。市民の会の会員拡大にご協力をよろしく願います。

第7回口頭弁論期日のご案内

日時：2014年3月27日（木）午後3時～、場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

（1）応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所（FAX 025-225-3148、メール m-mizu@theia.ocn.ne.jp）

応募締切：2014年3月12日（水）午後5時（厳守）

（2）入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。
- ・入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

（3）裁判前集会、報告集会・記者会見

- ・当日は、以下の通り集会を開催予定です。場所はいずれも弁護士会館2階会議室です。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。午後2時～裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。上記にて応募し落選された方も、そちらへ参加をご検討ください。

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思えます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしく願います。